


平成 2 5 年度の  
付加退職金支給率について



厚生労働省発基0311第1号

労働政策審議会

会長 諏訪 康雄 殿

中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第7条第2項の規定に基づき、下記について、貴会の意見を求める。

平成25年3月11日

厚生労働大臣 田村 憲久

記

平成25年度に係る中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第10条第2項第3号ロ及び中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成14年政令第292号）第2条第1項第3号ロ（1）の支給率を0とすること。

# 付加退職金について

退職時に掛金納付月数が43か月以上である被共済者に対して支給される退職金（次の①+②）

- ① 基本退職金  
（掛金月額及び掛金納付月数に応じた額）

- ② 付加退職金  
「計算月（注1）に退職したものとみなした場合の基本退職金の額に、計算月の属する年度に係る支給率（注2）を乗じて得た額」の合算額

（注1） 掛金納付月数が「43か月」又は「43か月+12か月の整数倍」となる月

（注2） 付加退職金の支給率は、厚生労働大臣が、各年度ごとに、次の式による率を基準として、当該年度以降の運用収入の見込額その他の事情を勘案して、当該年度の前年度末までに、労働政策審議会の意見を聴いて定めるものとされている。

$$\text{平成25年度の支給率の基準} = \frac{\text{平成24年度運用収入のうち付加退職金の支払に充てるべき部分の額として算定した額（※1）}}{\text{平成25年度における仮定退職金額の総額（※2）}}$$

※1 平成24年度における一般の中小企業退職金共済事業等勘定の給付経理の損益計算における利益の見込額の2分の1

※2 すべての被共済者が平成25年度中の計算月に退職したと仮定した場合の退職金額の合計

一般の中小企業退職金共済事業の収支状況の推移及び収支見込みの推移

(単位：億円)

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (安全率を加味した見込み)
<b>収入</b>	<b>4,533</b>	<b>6,217</b>	<b>5,198</b>	<b>5,631</b>	<b>4,763</b>
掛金収入等	4,112	4,294	4,668	4,909	3,628
運用収入等	360	1,870	467	662	1,033
その他	61	53	63	60	101
<b>支出</b>	<b>6,462</b>	<b>4,681</b>	<b>5,299</b>	<b>5,315</b>	<b>4,072</b>
退職金支出等	4,303	4,307	3,829	3,797	3,853
責任準備金等の増	64	312	1,178	1,466	164
運用費用等	2,059	6	245	6	6
その他	36	57	46	46	49
<b>当期損益金</b>	<b>△ 1,929</b>	<b>1,536</b>	<b>△ 101</b>	<b>316</b>	<b>690</b>
<b>累積欠損金</b>	<b>△ 3,493</b>	<b>△ 1,956</b>	<b>△ 2,057</b>	<b>△ 1,741</b>	<b>△ 1,051</b>

(注) 平成24年度見込みの算定方法については別紙のとおり。

## 平成24年度収支の見込みの算定について

### 1. 掛金収入、退職金支出等

平成24年11月末までの掛金収入、退職金支出等の実績値に同年12月～平成25年3月の推計値を加算した。推計値については、過去3か年の平均値を用いた。

### 2. 責任準備金額

1の推計結果から平成25年3月末に見込まれる各被共済者に係る責任準備金額を算定し、すべての者について合計した。

### 3. 運用収入

#### (1) 自家運用

平成24年12月末時点で保有している資産及び平成25年1～3月に購入予定の資産について、平成25年1月～3月の利払日や償還日のデータから運用収入を推計した。

#### (2) 委託運用

平成25年1月末時点の時価額を基に、次のとおり、ベンチマーク収益率の過去の統計的データから、3月末時点の時価額を推計した。

2月の収益率：資産ごとの2月ベンチマーク収益率を用いた。

3月の収益率：資産ごとの過去5か年のベンチマーク収益率の「平均値」及び「標準偏差」を用いて、

「3月の収益率」＝「平均値」－「標準偏差」×2

として、安全率を加味して推計した。